

第4編 その他

第1節 教育・訓練

指定公共機関5社は以下について取組む。

【準備期】

1. 新型インフルエンザ等に関する社員への啓発活動を行う。
 - ・社員等に対して基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を周知する。
 - ・社員等に対して新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症に関する基本的な情報や業務計画の内容に関する周知、浸透を行う。
2. 新型インフルエンザ等の発生に備え、実践的な訓練を実施する。

第2節 計画の見直し

この計画は常に検討を加え、必要があると認められるときは、持株会社が調整、取りまとめを行い、これを修正する。

附則

この「新型インフルエンザ等対策業務計画（指定公共機関）」は、2025年4月1日から実施する。